

■表7 排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置にかかる事項（評価基準）

| 住宅 | 住宅以外 |
|---|---|
| <p>(1) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合</p> <p>①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、住宅専用駐車場整備基準^{※1}の2倍以上3倍未満の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、3の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> | <p>(1) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合</p> <p>①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、非住宅専用駐車場整備基準^{※3}の2倍以上3倍未満の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、3の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> |
| <p>(2) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合^{※2}</p> <p>①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> | <p>(2) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合^{※4}</p> <p>①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、2以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> |
| <p>・共用駐車場については、少なくとも1区画以上の急速充電設備を整備するものとし、やむを得ない事情により急速充電設備を設置できない場合は、普通充電設備等に代えることができる。以下同じ。</p> <p>・急速充電設備を整備する場合は、当該充電設備の定格出力を6kWで除して得た値（小数点以下切捨て）を普通充電設備等の整備数とみなす。以下同じ。</p> <p>・やむを得ない事情により普通充電設備等を設置できない場合は、この限りではない。以下同じ。</p> | |

補足 専用駐車場：当該建築物の所有者又は占有者が使用するための駐車施設
共用駐車場：専用駐車場以外の駐車施設（荷捌き用を除く）

- ※1 規則第9条の4第1項第1号に規定する電気自動車充電設備の整備区画数のうち住宅用途として整備する区画数。以下同じ。
- ※2 住宅用途の駐車施設のうち、主たる駐車施設以外の駐車施設において電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、当該駐車施設の（1）に定める基準への適合により評価することができるものとする。以下同じ。
- ※3 規則第9条の4第1項第1号に規定する電気自動車充電設備の整備区画数のうち住宅以外の用途として整備する区画数。以下同じ。
- ※4 住宅以外の用途の駐車施設のうち、主たる駐車施設以外の駐車施設において電気自動車充電設備設置基準が適用される場合、当該駐車施設の（1）に定める基準への適合により評価することができるものとする。以下同じ。

■表8 排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置にかかる事項（誘導水準）

| 住宅 | 住宅以外 |
|---|---|
| <p>(1) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合</p> <p>①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、住宅専用駐車場整備基準^{※1}の3倍以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、4以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> | <p>(1) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用される場合</p> <p>①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、非住宅専用駐車場整備基準^{※3}の3倍以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、4以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> |
| <p>(2) 住宅用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合^{※2}</p> <p>①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> | <p>(2) 住宅以外の用途の主たる駐車施設において、電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合^{※4}</p> <p>①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> <p>②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場である場合</p> <p>住宅以外の用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備すること。</p> |